

■睡眠貯金に係る請求等に関する規定

- 1 通常郵便貯金規定第5条（権利の消滅等）第1項の請求その他の取扱いを次のとおり定めます。
 - ① 印章の変更の届出
 - ② 現在高の確認の請求
 - ③ 郵便貯金に関する権利が譲り渡され又は相続若しくは会社の合併若しくは分割により承継された場合における名義書換又は貯金の転記の請求
 - ④ 氏名の変更又は住所の移転の届出
 - ⑤ 当機構の求めによる通帳又は貯金証書の提出

- 2 通常郵便貯金規定第5条（権利の消滅等）第2項の請求又は届出は、前条①から④までとします。

- 3 規定の改定
 - (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この規定は、平成19年10月1日から実施します。